

自然災害等の対応（原則）

1 登校前（学校、居住している地区、または学校までの通学経路において）

(1) 気象庁から「暴風警報（暴風雪警報）」「特別警報」

「津波警報」「大地震の発生」「土砂災害警戒情報」が発表

または居住する市町から「警戒レベル4以上」が発令されている場合

→ 自宅待機（又は直ちに避難）

（避難指示が出ている場合はそれに従う）

| | |
|------------|------|
| 10時までに解除 | 登校 |
| 10時までに解除なし | 自宅学習 |

※ ただし、警戒レベル3等であっても危険が予想される場合、また、家族の状況により登校できない場合については、公欠、公遅扱いとするので、その旨担任に連絡すること。

(2) 利用する公共交通機関が運休 → 自宅待機

| | |
|------------|------|
| 10時までに運行再開 | 登校 |
| 10時以降も運休 | 自宅学習 |

2 登校後

「暴風警報（暴風雪警報）」「特別警報」

「津波警報」「大地震の発生」「土砂災害警戒情報」が発表

または「警戒レベル4以上」が発令された場合 → 下校

※ 下校が危険と判断 → 学校で待機

3 出欠について

自宅待機中の授業については公欠とする

- ・「命」を守る行動を取ること！
- ・登校する場合は、安全に十分留意すること！